

# 施設更新に係る国営土地改良事業の申請に当たっての 受益農業者の同意徴集を省略できる要件の緩和について

重点番号30：施設更新に係る国営土地改良事業の申請に当たっての受益農業者の同意徴集を省略できる要件の緩和（農林水産省）

令和5年7月19日

**農林水産省**

# 土地改良事業について

土地改良事業は、農業生産の基盤である農地、農業用排水施設等を整備する事業であり、もって、農業の生産性の向上、農業総生産の増大等に資することを目的としている。

主な土地改良事業としては、かんがい排水事業、農地整備事業及び農地防災事業があり、公共投資による社会資本を形成している。

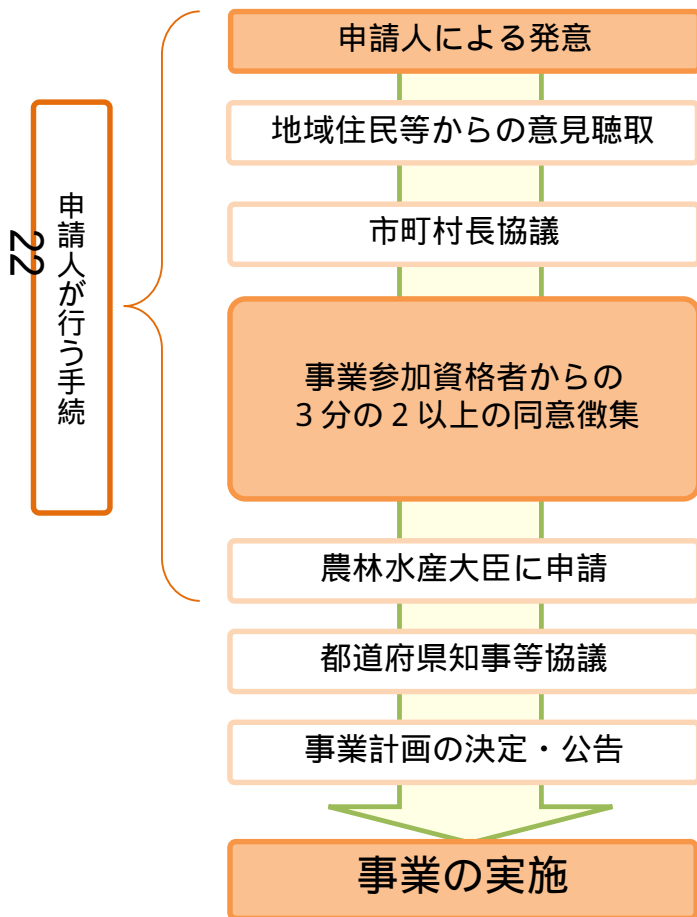
21

	<p style="text-align: center;"><b>事業内容</b> (規模により国営、県営、市町村・土地改良区営)</p>
<p>1 <u>かんがい排水事業</u></p>	<p>農業用水の安定供給と排水の改良を図るため、ダム、堰（頭首工）、用排水機場、用排水路等の整備・更新を実施。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">    </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> <p>農業用ダムの整備</p> <p>頭首工の整備</p> <p>用排水路の整備</p> </div>
<p>2 農地整備事業</p>	<p>農業の生産性の向上や農業構造の改善を図るため、農地の区画整理、農地の汎用化のための暗きょ排水、畑地化のための畑地かんがい施設等の整備を実施。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">    </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> <p>ほ場の大区画化</p> <p>ほ場の汎用化</p> <p>畑地かんがい</p> </div>
<p>3 農地防災事業</p>	<p>自然的、社会的状況の変化等による災害を未然に防止するため、排水機場の整備やため池の改修、地すべり対策等を実施。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">    </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> <p>排水機場の整備</p> <p>ため池の補修</p> <p>地すべり対策</p> </div>

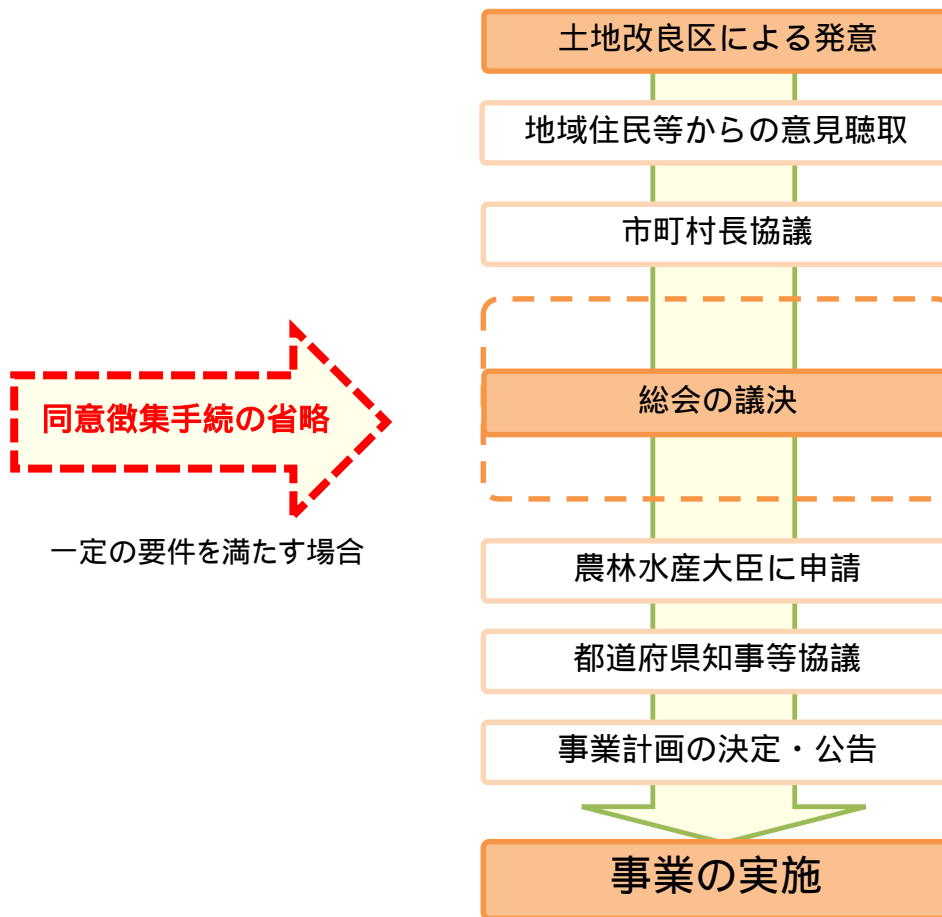
# 土地改良事業の実施の基本要件と同意徴集手続の省略について

土地改良事業は、公共投資による社会資本の形成である一方で、受益者の私的財産である農用地の利用関係に影響を及ぼし、事業に要する費用負担（受益者負担）を求めること等から、原則として受益者からの申請（発意）、3分の2以上の同意が必要である。ただし、このような土地改良制度の基本を踏まえた上で、組合員の権利又は利益の保護を図りつつ、極力、円滑かつ早期な事業実施が可能となるよう、土地改良区に関する土地改良施設の更新事業であって、一定の要件を満たす場合には、土地改良区の総会の議決をもって、受益者からの同意徴集手続の省略が可能となっている。

## 国営土地改良事業の実施手続



## 施設更新事業における手続の特例



# 平成29年土地改良法改正に基づく同意徴集手続の省略の範囲の拡大

平成29年の土地改良法改正により、同意徴集手続の省略の対象範囲を拡大し、施設の単純更新の場合に加え、施設の本来の機能に影響を及ぼさない一部施設の再編・増設といった整備についても、その対象範囲となった。

これにより、例えば 受益者の営農に支障を与えない同一の用水ブロックに複数ある揚水機場（ポンプ場）の統廃合、 用水需要の多様化に対応するための調整池（用水路のパイプライン化に伴う附帯施設）の新設等についても、施設の本来の機能を維持するものであり、土地改良区の組合員の受益の態様が変わらない限りは、受益者からの同意徴集手続を省略することが可能となっている。

## H29改正前

同意徴集手続の省略は、  
施設の単純更新に限定

### 施設の単純更新（例）

23



対象範囲の  
拡大

## H29改正後

施設の単純更新の場合に加え、施設の本来の機能に影響を及ぼさない一部施設の再編・増設  
といった整備についても、同意徴集手続の省略の対象

### 一部施設の再編・増設を伴う更新（例）

【受益者の営農に支障を与えない同一の用水ブロックに複数ある揚水機場の統廃合】



安定的にポンプが稼働できる水位を確保するために必要な調整池を新設

【用水需要の多様化に対応するための調整池の新設（用水路のパイプライン化に伴う附帯施設）】



# 施設更新に係る国営土地改良事業の申請に当たっての受益農業者の同意徴集を省略できる要件の緩和の提案に関する農林水産省からの回答(令和5年7月)

## 【提案団体が求める措置の具体的内容】

土地改良施設の施設更新に係る国営・都道府県営土地改良事業の申請に当たって、施設の再編や増設及び機能向上を伴う場合であっても、受益者の基本的な受益の態様に変動を生じず権利利益を侵害するおそれのないものについては、受益者の同意徴集を不要とできるよう、土地改良法第85条の3第2項の例外規定の取扱いの緩和及び土地改良法施行規則第38条の2の2の要件緩和を求める。

## 【農林水産省からの一次回答】

土地改良事業は、一般的に、土地の環境条件を整備し、又はその利用状況を変更するものであるため、その事業の施行に当たっては、その施行地域における土地改良法（昭和24年法律第195号）第3条に規定する資格を有する者（以下「受益者」という。）の3分の2以上の同意に基づく必要がある。ただし、土地改良区が管理する土地改良施設（これら施設と一体となって機能を発揮する施設で国、都道府県又は市町村が管理するものを含む。）の更新事業（以下「施設更新事業」という。）であって、当該施設の本来の機能の維持を図ることを目的とし、かつ、土地改良区の組合員の権利または利益を侵害するおそれがないことが明らかなものについては、受益者からの同意徴集手続を省略することが可能となっている。

この施設更新事業における同意省略については、従来、施設の単純更新の場合しか認められなかったものの、平成29年に公布・施行された土地改良法等の一部を改正する法律（平成29年法律第39号）により、その対象範囲が拡充され、例えば、受益者の営農に支障を与えない同一の用水ブロックに複数ある揚水機場（ポンプ場）の統廃合や用水需要の多様化に対応するための調整池（用水路のパイプライン化に伴う附帯施設）の新設といった一部施設の再編・増設についても、「施設の本来の機能の維持を図ることを目的とするもの」の範囲に含まれることとなった。このことから、当該施設の再編・増設により、土地改良区の組合員の受益の態様が変わらない場合（土地改良区の管理事業計画の同質性や組合員負担の相当性を担保できる場合）には、組合員の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかなものとして、受益者からの同意徴集手続を省略することが可能となっている。

このため、本提案については、国営土地改良事業として申請を予定している施設更新事業の内容を精査する必要があるものの、「施設の本来の機能の維持を図ることを目的とするもの」に該当し、かつ、「土地改良区の組合員の受益の態様が変わらないもの」に該当するものと想定されることから、現行制度のままで受益者からの同意徴集手続を省略することが可能と考えられる。

# (参考1) 国営土地改良事業における同意徴集手続の省略要件に関する法令の規定

土地改良区が管理する土地改良施設（これら施設と一体となって機能を発揮する施設で国、都道府県、市町村が管理するものを含む。）の更新事業のうち、同意徴集手続の省略を可能とする法令上の規定は、以下のとおり。

## 土地改良法（昭和24年法律第195号）（抄）

### 第八十五条の三

2 土地改良区は、前項の規定による申請(現行受益地(土地改良区管理施設につき現に行われている管理を内容とする第二条第二項第一号の事業の施行に係る地域をいう。以下この項及び次項において同じ。)内において施行する施設更新事業のうち、当該変更に係る土地改良施設の有している本来の機能の維持を図ることを目的とし、かつ、現行受益地内の土地に係る組合員の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかなものとして政令で定める要件に適合するものに係る申請を除く。)をするには、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、施設更新事業の計画の概要、当該施設更新事業による変更後の土地改良施設であつて農林水産省令で定めるものがある場合にはその土地改良施設に係る予定管理方法及び定款を変更する必要がある場合には変更後の定款その他必要な事項(第五項において「事業計画概要等」という。)を公告して、次の各号の区分により、それぞれ各号に掲げる同意を得なければならない。

- 一 現行受益地以外の地域が施設更新事業の施行に係る地域の一部となる場合  
当該施設更新事業の施行に係る地域内の土地のうち現行受益地内の土地に係る組合員の三分の二以上の同意及びその施行に係る地域内の土地のうちその他の土地について第三条に規定する資格を有する者の三分の二以上の同意
- 二 前号に掲げる場合以外の場合  
当該施設更新事業の施行に係る地域内の土地に係る組合員の三分の二以上の同意

## 土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）（抄）

第四十八の二 法第四十八条第三項の政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

- 一 当該土地改良事業の施行により、土地改良施設の管理を内容とする法第二条第二項第一号の事業(以下この条及び次条において「管理事業」という。)に係る土地改良事業計画について、次に掲げる変更を要することとならないこと。
  - イ その施行に係る地域の変更(法第六十六条の規定による地区からの除外に係るものを除く。)
  - ロ 土地改良施設の管理方法その他の事項につき農林水産省令で定める重要な部分の変更
- 二 当該土地改良事業の施行に係る地域内にある土地に係る組合員が次に掲げる費用について負担することとなる金額が、当該組合員が管理事業に現に要する費用及び当該土地改良事業を行わないものとするれば管理事業に要することとなる費用について負担する金額を考慮して、相当と認められること。
  - イ 当該土地改良事業に要する費用
  - ロ 当該土地改良事業の施行後の管理事業に要する費用

第五十条の二の三 法第八十五条の三第二項の政令で定める要件は、第四十八条の二各号に掲げる要件とする。

## (参考2) 同意徴集手続の省略に関する具体的な事例

平成29年の法改正後、同意徴集手続の省略の対象となりうる具体的な事例は、以下のとおり(例示)。

- 1 管理費の軽減に向けて、更新後の管理費が更新前の管理費よりも低減する省エネ型ポンプに更新
- 2 ほ場毎の用水需要の多様化に対応するため、これまでの農業者の水利用に支障を与えない範囲で開水路をパイプラインに更新
- 3 用水需要の多様化、頻発する集中豪雨への対応、維持管理の合理化に向けて、更新後の管理費が更新前の管理費よりも低減する水門制御の自動化や遠方操作設備の導入等の水管理システムの高度化
- 26 4 維持管理の合理化に向けて、農業者の営農に支障を与えない同一の用排水ブロックに複数あった用排水機場の統廃合
- 5 集中豪雨の増加や地盤沈下等に対応するため、排水機場や排水路等の能力を向上して更新  
(計画の基本的な考え方の変更(例えば許容湛水計画から無湛水計画への変更)による能力の向上は対象外)
- 6 管理費が増加することなく実施可能な、ため池や水管橋等に対する耐震化事業の実施
- 7 土地改良施設の安全性を確保するため、施設の補修にあわせて余水吐、制水弁等の制水施設を導入
- 8 開水路の蓋かけ、管理用道路の整備等の維持管理軽減に向けた整備の実施

# 市町村農業振興地域整備計画の変更手続き に係る制度改正

令和5年7月

農林水産省 農村振興局 農村政策部 農村計画課

**MAFF**



# 農業振興地域整備計画（市町村の計画）

農業振興地域整備計画は、優良な農地を確保・保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的かつ集中的に実施するために市町村が定める総合的な農業振興の計画

## 農業振興地域整備計画に定める事項

## 効果

### 1. 農用地利用計画

#### 農用地区域

- ・ 今後おおむね10年以上にわたり農業上の利用を確保すべき土地として設定した区域

#### 農業上の用途区分

- ・ 農地
- ・ 農業用施設用地 等

28

農用地区域内農地については、以下の取扱い。

- ・ 農業に関する公共投資その他農業振興に関する施策を集中的に実施
- ・ 農地の転用は原則禁止
- ・ 開発行為の都道府県知事の許可制

### 2. 農業振興地域の整備のためのマスタープラン

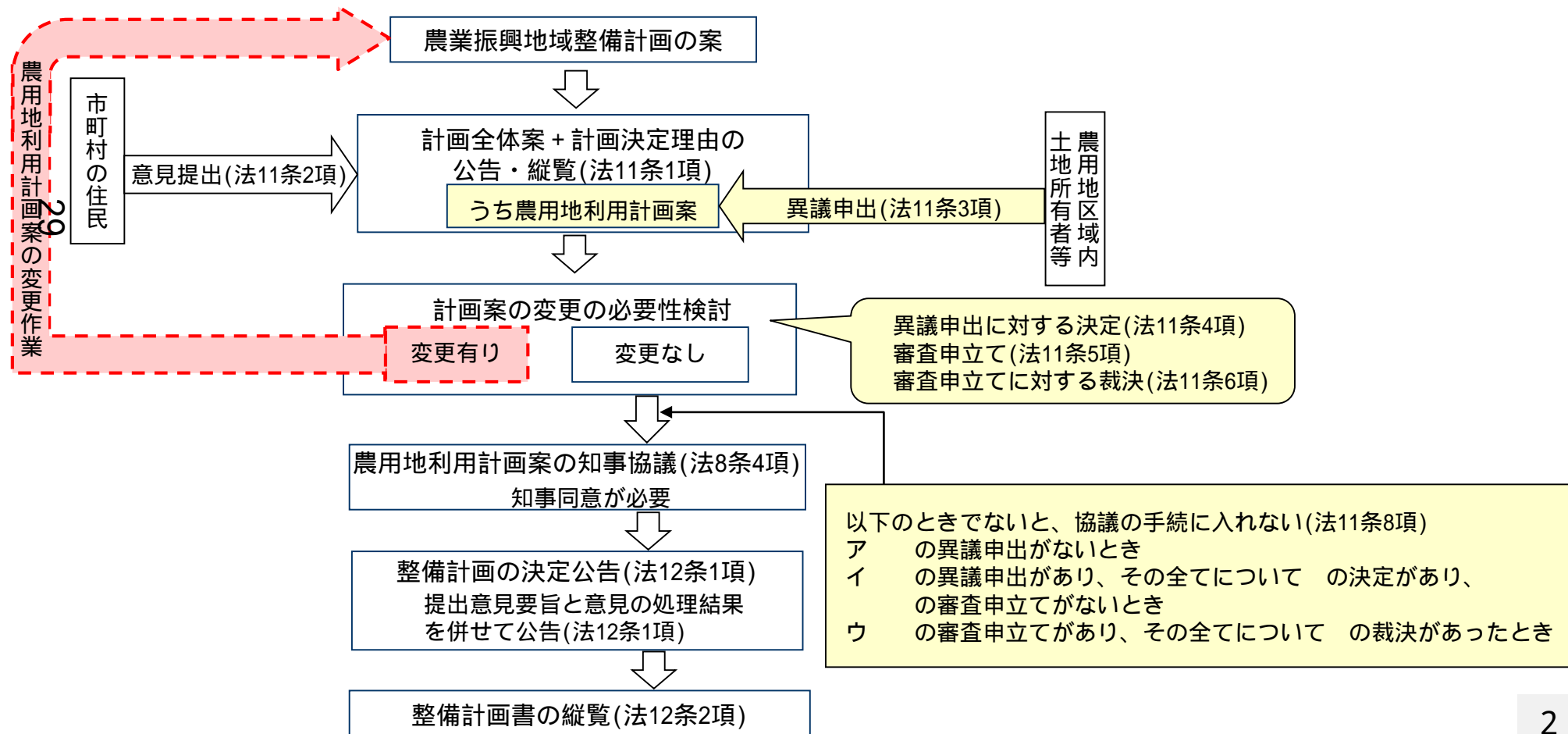
- 農業生産基盤の整備開発計画
- 農用地等の保全計画
- 農業経営規模拡大等の促進計画
- 農業近代化施設の整備計画
- 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画
- 農業従事者の安定的な就業の促進計画
- 生活環境施設の整備計画

マスタープランの方針に基づいて、土地改良事業、農業近代化施設整備事業などの個別の事業実施計画が策定され、実際の事業が行われる。

# 農用地利用計画の策定・変更における公告・縦覧、異議の申出等

農用地利用計画は、

- ・編入によって、農地等の転用制限、開発行為の制限等の法的効果を伴うとともに、
  - ・除外によって、周辺の農用地等における農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じる可能性がある。
- このため、農用地利用計画の策定・変更にあたっては、その案の段階で**公告・縦覧を行い、異議の申出、審査の申立ての機会**を設けることで、**土地所有者等の利益を保護**する仕組みとしている。



# 6月27日提案団体ヒアリングにおける三重県の意見に対する農林水産省の見解

## 三重県の意見

### (現状及び課題)

異議申出等と関係ない土地の除外等が確定せず、その土地の開発が遅れることで、個人の日常生活や法人の経済活動に影響が発生  
 審査申立に係る手続（審査申立～裁決）は約128日間（過去5年平均）で、最長176日間

過去の5年間の異議申出の多くは除外の要望であり、事前の申し出段階で除外の要件を満たさないと判断されているケースもあり、異議申出が認められたケースは無い

30



## 農林水産省の見解

当省が調査した異議申出等の処理日数の実績によると、他の都道府県に比べて、三重県は突出して時間がかかっている

このため、課題に適切に対応するためにも、まずは、三重県において他県よりも迅速な処理が困難となっている理由を詳細に示していただく必要

異議申出等の制度は、土地所有者等の権利利益の保護に直結するものであり、単に事務処理が遅いとの理由で手続を省くことは不適切

## 過去3年間（令和2年～令和4年）の異議申出等の実績

	異議申出(市町村)			審査申立(都道府県)			(参考)異議申出から審査申立の裁決までの日数の合計(試算)	
	件数	申出から決定までに要した日数		件数	申立から裁決までに要した日数			
		平均	最長		平均	最長	平均	最長
全国	64	52	175	20	77	170	129	345
三重県以外	42	42	110	17	69	96	111	206
三重県	22	90	175	3	125	170	215	345

農村振興局農村計画課調べ(令和5年1月)。対象市町村等：全国1600市町村(回答率91.8%)、47都道府県。

## 三重県の意見

## 農林水産省の見解

31

(制度に対する改善内容)

異議申出等がある場合に農用地利用計画の**変更手続きを**「異議申出農地」、「変更対象農地」に**分離し**、手続きを進められるように変更

**都道府県知事への協議は**、計画案の内容が県の基本方針に適合しているか否か、今後の農用地等の確保の見通しと整合しているかどうか等の観点から**計画案全体を確認するものであるが**、計画変更手続きが分離されてしまうと、都道府県は、**個々の編入・除外の適否の観点からしか確認できない。**

計画変更手続きが分離されることにより、以下のような**土地所有者等の権利利益の保護の観点から不適当なケースが生じる。**

- ・ 計画変更案が変更されたことを地域住民等に知らせないまま処理を進め、結果として公告縦覧において示した**計画案と異なる計画が決定される。(ケース1)**
- ・ 異議申出をした案件の処理が後回しとなることで、前提となる農用地区域の状況等が変わり、**異議申出を行った者が不利となる。(ケース2)**

「変更対象農地」に係る**異議申出は、権利者等の利害関係がある者に限定する等**の異議申出の要件の変更

計画区域内の関係者の権利利益の保護という制度の目的に照らし、**異議の申出ができる者の限定(申出の機会の制限)は適切ではなく、異議の内容によって、利害関係の有無を判断**することが妥当(申出の内容の適正確保)

ケース 当初計画案と異なる計画案が決定されてしまうケース

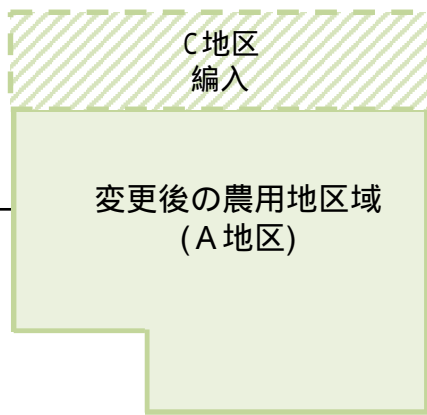
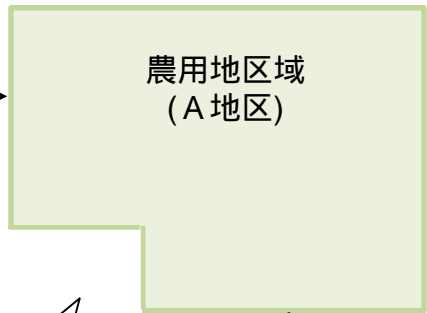
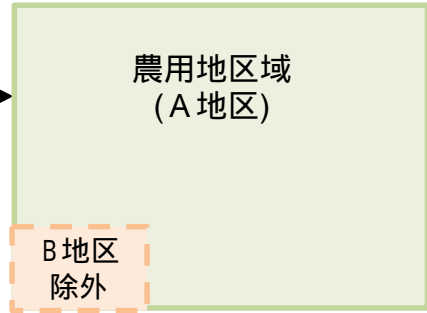
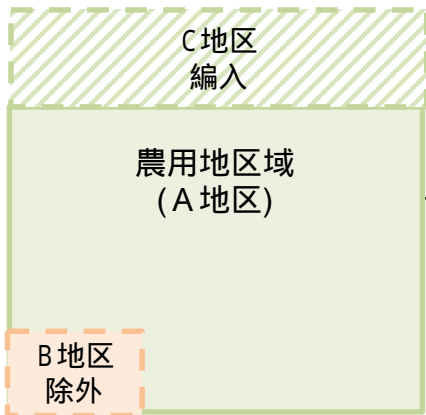
計画案の公告縦覧

変更協議(知事)

決定公告

当初公告縦覧された計画案のC地区編入がなくなっている

手続きを分離した結果、  
・地域住民等に知らせることなく、自治体の判断のみで当初案と異なる案を決定  
・協議を受けた都道府県において、今後の農用地等の確保の見通しを確認できないというデメリットが生じる。



C地区の編入に反対する異議申出

先にB地区のみが除外された計画に変更

異議申出に対する決定～  
審査申立てに対する裁決

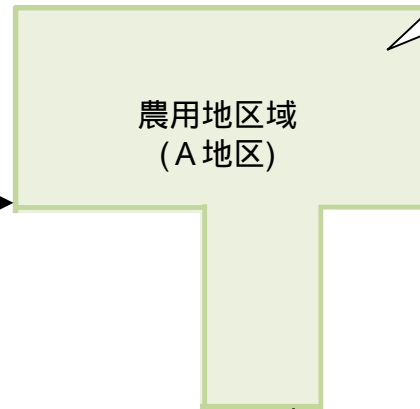
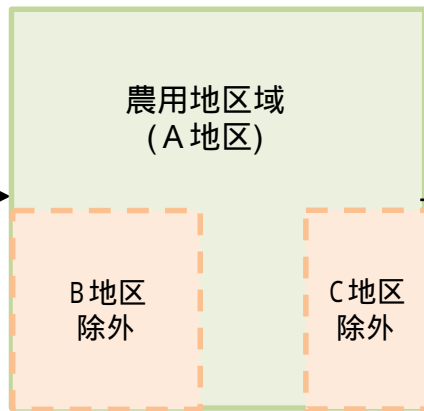
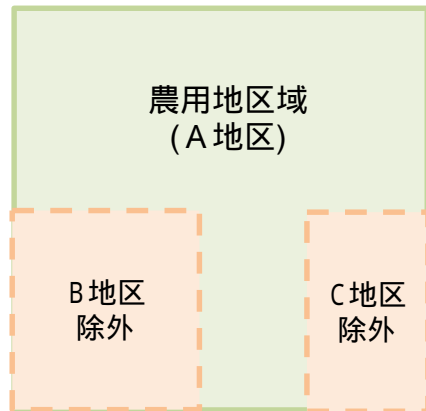
32

計画案の公告縦覧

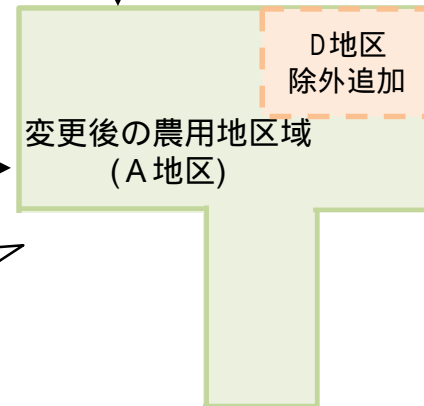
変更協議(知事)

決定公告

先にB地区及びC地区のみ  
が除外された計画に変更



D地区除外の追加  
を求める異議申出



手続きを分離した結果、  
D地区の除外は、本来、農用地区域全体(A地区)の状況を考慮しながら検討すべきところ、面積を大きく縮小された「A - B - C」を前提に除外の要件該当性を判断されることとなり、D地区の除外を求める土地所有者等は、異議申出をした時点より不利な立場に置かれるというデメリットが生じる。

異議申出に対する決定～  
審査申立てに対する判決

# (参考)令和3年度地方分権改革案への対応経過

提案事項名（令和3年度）

市町村農業振興地域整備計画の変更手続きに係る制度改正

提案団体（追加共同提案団体）

三重県（川崎市、長野県、津市、名張市、京都市、延岡市、小林市）

求める措置の具体的内容

農業振興地域の整備に関する法律第11条に基づく市町村農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更について、同条に規定する異議申出又は審査申立（以下、「異議申出等」）があった場合には、市町村長が必要と認める異議申出等と関係がない土地に係る農用地利用計画の変更については、手続を進め変更を完了することが可能となるよう制度の改正を求める。

具体的な支障事例（要旨）

農用地利用計画は市全域で一つを作成しているが、異議申出等があった場合、計画案全体の変更手続が停止し、当該異議申出等と関係ないと考えられる土地の農用地区域からの除外が確定せず、開発が遅れるなどの影響が発生するケースが毎年数件発生

第1次回答（令和3年7月28日公表）

市町村農業振興地域整備計画の農用地利用計画に係る異議申出に対する市町村の決定及び審査申立てに対する都道府県の裁決までに通常要する期間については、各地方公共団体において標準的な期間を定め、迅速な処理につなげていただくよう、努めていただくこととしている。

引き続き、各地方公共団体において迅速な処理をお願いしたい。

なお、1つの農用地利用計画に対して同時期に提起される修正案については、相互に影響を及ぼす可能性が否定できないことから、分割して処理を行うことは適当ではないと考える。

第2次回答（令和3年10月1日公表）

農業振興地域整備計画の変更手続においては、異議申出までの過程で変更案について公告縦覧により市町村住民から意見書の提出を受け付けているところであり、変更案が変更されたことを市町村住民に知らせないまま処理を進め、結果として公告縦覧において示した計画案と異なる計画を決定することは不適当である。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針  
（令和4年12月20日閣議決定）（抜粋）

- （8）農業振興地域の整備に関する法律（昭44法58）  
農用地利用計画の案に対する異議の申出（11条3項）については、当該計画の円滑な策定に資するよう、当該申出の在り方について、関連制度の検討状況や地方公共団体の意見を踏まえつつ検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

農振ガイドライン改定案の検討（令和4年度中）

- 総務省は、令和3年度に開催した行政不服審査法に係る検討会の最終報告を踏まえて、令和4年6月「行政不服審査法事務取扱ガイドライン」を改訂し、大量の不服申立てが行われた場合の対応例として、同一人から、大量の不服申立てが行われ、審査庁の業務妨害を意図していることが明らかな場合や、同一の争点に関して繰り返し請求が行われ、不服申立ての利益を有しない場合を審理手続きを経ない却下裁決の適用が考えられる旨を記載
- 上記ガイドラインを参考に、「農業振興地域制度に関するガイドライン」に「同一人から大量の異議の申出が行われ、市町村の業務妨害を意図していることが明らかな場合や、同一の争点に関して繰り返し異議の申出が行われ、申出の利益を有しない場合等については、不適法な異議の申出として却下することが考えられる」旨を追記する改定案を検討

# (参考) 農業振興地域制度

農業振興地域制度は、自然的・経済的・社会的諸条件を考慮して、総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に必要な農業施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的とする。

## 制度の構成

農林水産大臣は、確保すべき農用地等の面積の目標等を定めた「農用地等の確保等に関する基本指針」を策定。

都道府県知事は、基本指針に基づき、確保すべき農用地等の面積の目標等を定めた「農業振興地域整備基本方針」を策定。なお、確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項等について農林水産大臣に協議（同意を要する）。

都道府県知事は、農業振興地域整備基本方針に基づき、農業振興地域を指定。

都道府県知事の指定した農業振興地域が区域内にある市町村は、農業振興地域整備計画を策定。なお、農用地利用計画について都道府県知事に協議（同意を要する）。

## 農業振興地域制度の仕組み

農林水産大臣〔農用地等の確保等に関する基本指針〕

基本方針のうち農用地等の確保に関する事項等については協議・同意

都道府県知事〔農業振興地域整備基本方針〕  
〔農業振興地域の指定〕

農用地利用計画については協議・同意

市町村

〔農業振興地域整備計画〕  
・農業振興のマスタープラン  
・農用地利用計画

意見  
聴取

農業委員会  
農業協同組合  
土地改良区

意見

公告・縦覧

異議申出  
(農用地利用計画部分)

住民

うち農用地区域に設定されている土地の所有者等



# (参考)農用地利用計画の変更(農用地区域への編入・除外)

市町村は、農業振興地域整備基本方針の変更、農業振興地域の区域の変更、おおむね5年ごとに実施する農業振興地域整備計画に関する基礎調査の結果、経済事情の変動その他情勢の推移により、農用地区域への編入・除外の必要が生じたときは、農業振興地域整備計画(農用地利用計画)を変更する(法第13条第1項)。

## 農用地利用計画の変更

### 農振法第13条第1項

#### 1 農振法第10条第3項各号の要件を満たさないこととなった場合

- 基礎調査等の結果により法第10条第3項各号に掲げる農用地等及び農用地等とすることが適当な土地の要件を満たさないことが明らかになった場合。(ただし、直ちに農用地区域から除外する必要があるかどうかは、市町村の判断に委ねられる。)

#### 2 農振法第10条第4項の土地に該当することとなった場合

- 法第10条第4項の農用地等及び農用地等とすることが適当な土地に含まれない土地に該当することとなった場合。

#### 3 農用地区域へ編入する場合

- 農業振興地域のうち農用地区域以外の区域内の土地については、農用地としての優良性、農用地としての整備の可能性等を検討し、農用地区域に含めることが相当なものについては、積極的に農用地区域へ編入する。

### 農振法第13条第2項

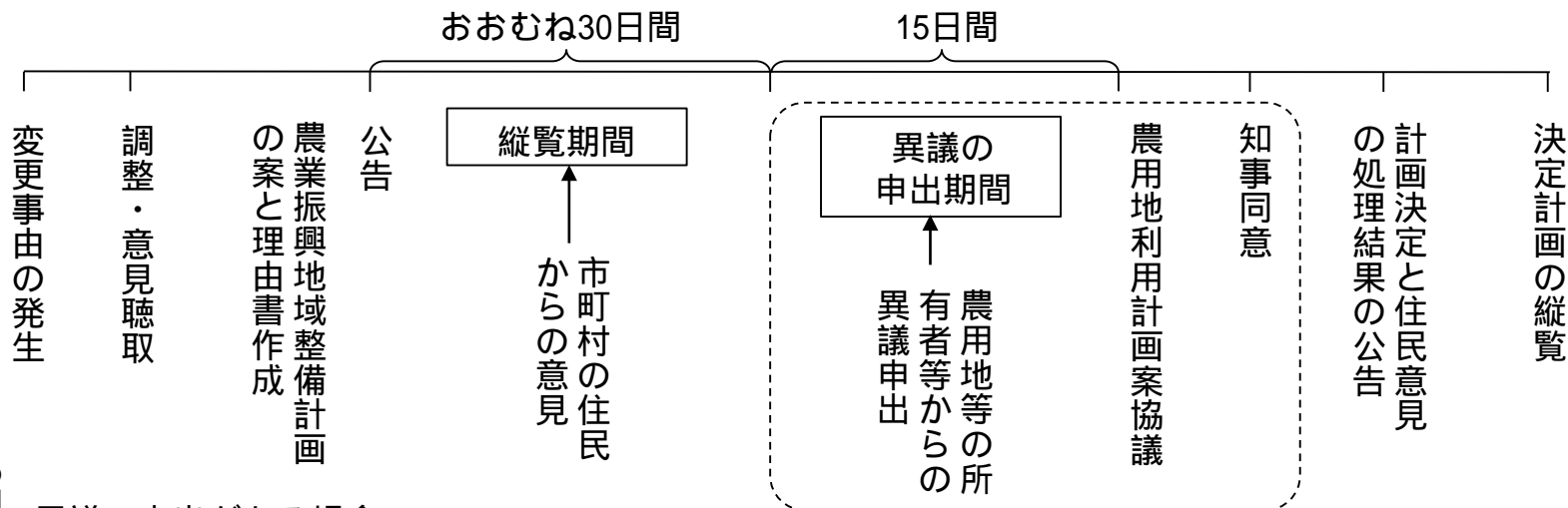
農用地等以外の用途に供することを目的とした農用地区域からの除外は、農用地区域内の土地の確保及び農業振興施策の推進等に著しい支障を及ぼさないようにする観点から、次の要件をすべて満たす場合に限り除外することができる。

- 農用地以外の土地とすることが必要かつ適当で、農用地区域以外に代替すべき土地がないこと
- 地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと
- 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと
- 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと
- 土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと
- 土地改良事業等完了後8年を経過していること

# (参考) 農業振興地域整備計画の策定・変更手続

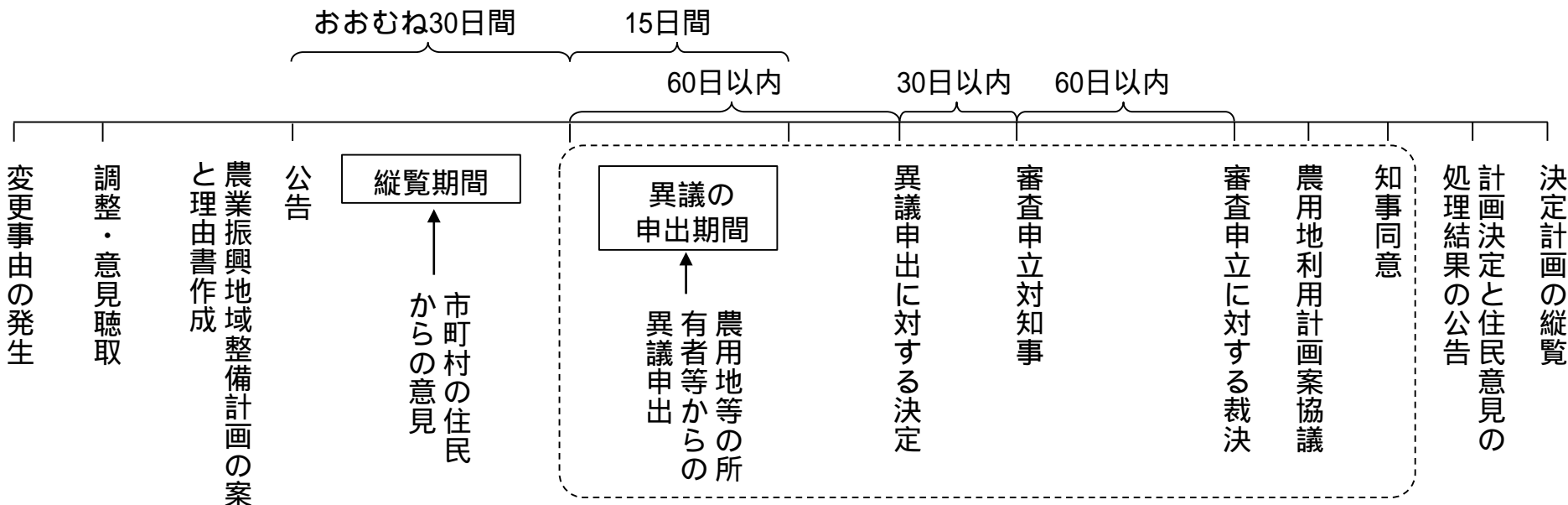
異議の申出がない場合

〔 〕 は農用地利用計画の決定のみに係る手続



37

異議の申出がある場合



# (参考)農用地利用計画の案に対する異議の申出等

市町村は、異議の申出を受けたときは、農用地利用計画案の縦覧期間満了後60日以内に決定しなければならない。都道府県知事は、審査の申立てに対する裁決を審査申立てを受理した日の翌日から起算して60日以内にしなければならない。

異議の申出、又は、審査申立ての結果、農用地利用計画案を修正する場合には、修正後の農用地利用計画案を法第11条の規定に基づき再度公告し、縦覧に供する必要。

## 異議の申出の処理

### 1. 異議の申出

異議の申出ができる者

農用地利用計画案において農用区域としている土地の所有者  
又は法律上保護される権原（地上権、賃借権等）を有している者

異議申出の内容

農用地利用計画の案の内容全般

異議の申出に係る土地が農用区域に含まれるか否かについて利害関係を有する  
場合に異議申出ができる

異議申出の方式

書面

異議の申出の期間

農用地利用計画案の縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内

### 2. 異議申出の決定

決定の時期

農用地利用計画案の縦覧期間満了後の60日以内

審査の方式

審理を書面にて行う

異議申出人又は参加人(利害関係人)から申出あれば、口頭で意見を述べる事が可能

異議申出に対する決定

主文及び理由から構成される決定書によって行う

- ・却下：異議の申出が不適法
- ・棄却：異議の申出に理由がない
- ・農用地利用計画案の変更：異議の申出に理由がある 再度公告縦覧

決定に不服がある場合は、決定のあった日の翌日から起算して30日以内に都道府県知事に審査の申立てができる旨を決定書に記載

## 審査の申立ての処理

### 1. 審査の申立て

審査の申立てができる者

異議の申出に対する決定に不服がある異議申出人

審査申立ての方式

書面（正副2通）

審査申立ての期間

市町村の決定があった日の翌日から起算して30日以内

### 2. 弁明書、反論書、意見書の提出

都道府県知事から指名された審理手続きを行う者（審理員）は、市町村に審査申立書の副本を送付し、弁明書の提出を求める

弁明書に対して、審査申出人又は参加人(利害関係人)は、それぞれ反論書、意見書の提出ができる

### 3. 審査申立ての裁決

裁決の時期

審査申立てを受理した日の翌日から起算して60日以内

審理の方法

審理を書面にて行う

審査申出人又は参加人(利害関係人)から申出あれば、口頭で意見を述べる事が可能

審査申立てに対する裁決

主文、事案の概要、審理関係人の主張の趣旨及び理由から構成される裁決書によって行う

- ・却下：審査の申立てが不適法
- ・棄却：審査の申立てに理由がない
- ・市町村の決定の全部又は一部取り消し 市町村は、農用地利用計画を変更